

令和3年6月2日

保護者の皆様へ

郡山市立小原田中学校長 熊坂 洋

小原田中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

初夏の頃、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、本県感染状況がステージⅡ相当まで改善したものと判断され、知事から令和3年5月31日(月)をもって「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を解除し、6月1日(火)から重点対策をとることが示され、これを受けて「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”から“レベル1”へ移行するとの通知がありました。

ついては、本校でも下記のとりの対応といたしますので、危機意識を維持しながら、適切な感染症対策を行った上で学習活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

1 令和3年6月1日(火)～7日(月) 移行期間

- (1) 部活動を含む感染リスクの高い学習活動について、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿や遠征等は停止する。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、感染リスクの低い活動のみ実施する。
- (4) 移行期間中は、生徒と同居する家族に発熱等の症状が見られる場合は、出席停止とする。

2 令和3年6月8日(火)からの対応について

- (1) 部活動を含む感染リスクの高い学習活動について、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿や遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とする。
- (3) 練習試合や合同練習会等を実施可能とする。

3 今後も継続して行う対応について

- (1) 緊急事態措置区域等の感染拡大地域との不要不急の往来を自粛すること。
- (2) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を行う。
- (3) 生徒本人に発熱や風邪症状がある場合は、無理に登校しないこと。

(担当 教頭：荒川直也 電話944-5225)